

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成29年度第5回）	
日時	平成30年3月27日（火）14時00分～16時05分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、阿部委員、喜多委員、小林（英）委員、山崎委員、吉藤委員、山田委員、奥田委員、甲田委員、小林（義）委員、堀向委員、北垣委員、森安委員、本郷委員、稲場委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、保健福祉部管理課長、高齢者施設整備担当課長、在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長
	事務局	
欠席者	藤林副会長、成瀬委員、大島委員、尾崎委員、田嶋委員、根本委員、林委員	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等について 2 地域密着型サービス事業所の開設について 3 平成30年度介護報酬改定の主な事項について 4 平成29年度生活支援体制整備事業の報告と今後の取組 5 平成29年度認知症対策の報告と今後の取組について 6 杉並区指定居宅介護支援等の事業の辞任及び運営等の基準に関する条例について 7 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例について 8 特定介護予防支援業務の委託等について 9 地域密着型サービス事業所の新規指定（区内）について 10 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 11 平成29年度杉並区在宅医療・介護連携推進事業の取組実績について 12 平成29年度在宅医療地域ケア会議実施結果及び総括について 13 在宅医療・生活支援センターの開設について 14 エクレシア南伊豆の開設案内 <p>参考資料 生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」 第7号 参考資料 杉並区在宅医療相談調整窓口リーフレット 参考資料 平成30年度よくわかる介護保険 参考資料 ウェルファーム杉並複合施設棟パンフレット 参考資料 在宅医療・生活支援センター開設記念講演のご案内 参考資料 杉並区保健福祉計画（平成30～33年度） 参考資料 第5期杉並区障害福祉計画・第1期杉並区障害児福祉計画（平成30年～33年度） 参考資料 机上配布 委員・幹事名簿</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 平成29年度第4回運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等について (2) 地域密着型サービス事業所の開設について 	

	<p>4 報告事項</p> <p>(1) 杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について</p> <p>(2) 第7期介護報酬改定について</p> <p>(3) 平成29年度生活支援体制整備事業の報告と今後の取組について</p> <p>(4) 平成29年度認知症対策の報告と今後の取組について</p> <p>(5) 杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例について</p> <p>(6) 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>(7) 指定介護予防支援業務の委託等について</p> <p>(8) 区内の地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>(9) 区外の地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>(10) 平成29年度在宅医療・介護連携推進事業の取組実績について</p> <p>(11) 平成29年度在宅医療地域ケア会議実施結果及び総括について</p> <p>(12) 在宅医療・生活支援センターの開設について</p> <p>(13) 特別養護老人ホームエクレシア南伊豆の開設について</p> <p>5 その他</p>
<p>会議の結果</p>	
<p>高齢者施策課長</p>	<p>皆様こんにちは。定刻になりましたので、平成29年度第5回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は藤林委員、成瀬委員、田嶋委員、根本委員の4名の方からご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>また、区の幹事の職員についてでございますが、障害者施策課長、保健サービス課長、地域保健・医療連携担当課長が別の会議と出席が重なりましたため、欠席とさせていただきます。</p> <p>なお、本日の報告事項(10)(11)につきましては地域保健・医療連携担当課長が不在でございますので、在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長から報告させていただきます。</p> <p>初めに、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>高齢者担当部長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ことしももう年度末ということで、カレンダーがもう5日ぐらいしかないという状況で、皆さんそれぞれのお立場で忙しい時期に、昼間お時間をとっていただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>区役所も、先々週まで議会をやっています、来年度の予算を審議する議会でしたけれども、3月15日に閉会になりました、来年度の予算案も案がとれて決まってきたということで、そろそろ新しい年の準備にかかっているという、そういう時期になっています。</p> <p>それと同時に、役所なので毎年人事異動の、4月の内示というのが出まして、各職場の管理職、係長等々異動がありました。</p> <p>実は、私も内示のメンバーの中にありまして、4年間この高齢者担当部長として大変皆さんお世話になりましたけれども、4月からは教育委員会ということで、4年間本当にありがとうございました。</p> <p>そんなことで春は異動とか、あるいは学校の卒業とか、寂しさもまじる季節ですけども、それぞれそんな中でありがとうございます。</p> <p>きょうは次第を見ますと、議題もございますが、ずっとご審議いただいて</p>

	<p>いた第7期の介護保険事業計画が確定いたしましたので、そのご報告を中心に、またご審議いただく議題もありますので、いつもながらではございますが、各委員の忌憚のないご意見をいただけたらと思います。</p> <p>今年度はずっと第7期の計画を策定していくということで、それがメインの動きでことしは5回ほどこの介護運協を開いていただきましたけれども、改めまして振り返りますと、これだけ超高齢社会と言われている中で2025年問題とか、あるいはその後の2040年問題とかそのようなことを視野に入れて、国のほうでも介護保険制度の持続可能性であるとか、地域包括ケアシステムの深化・推進であるとか、そういう大きなお題目のもとで我々も改定を進めてきました。</p> <p>そういった中で、よく会長からもご指摘いただきますけれども、やはり私ども杉並区として保険者機能を強化しながら、しっかりこの介護保険の事業を運営していきたいと思っておりますけれども、これまで取り組んできました地域包括ケアシステムの構築、これは平成27年度から私どもは本格的に取り組んできましたので、ちょうど3カ年が経過して、基礎づくり期が終わろうとしています。4月からは発展期ということで、少し地域包括ケアシステムも深化・推進に向けた動きをしていかなければいけないと思っています。</p> <p>またきょうもいろいろ施設整備のご報告もありますけれども、施設整備も時代の背景とかニーズをよく酌み取って、多様なスタイルをやっていかなければいけないと思っておりますし、小規模多機能のような地域密着系の在宅をしっかりと支援するような施設整備もしっかりとつくっていかなければいけないと思っております。</p> <p>いずれにしても非常に変化の激しい時期ですので、少し先を見据えて、これから介護保険の運営をしっかりとやっていく必要があると思っておりますので、引き続き、私の後任には前に施策課長をやっていた田部井という女性部長が来ますので、しっかりと引き継ぎをしながら、漏れのないように介護保険の事業を運営していきたいと思っております。</p> <p>今回も2時間の限られた時間ですけれども、各委員からさまざまなご意見をいただくと同時に、毎回のことで大変恐縮ですけれども、会長には司会のほうをよろしく願います。</p> <p>簡単ですけれどもご挨拶とします。</p>
高年齢者施策課長	<p>それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしく願います。</p>
会長	<p>年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。資料が大量に送られて、多分びっくりされたのではないかと思います。議事次第を見ると報告事項がたくさんあるというのは、年度末だからということかと思います。限られた時間ですがしっかりと議論して、そして報告を聞いていきたいと思っております。</p> <p>それでは、最初に資料の確認をお願いいたします。</p>
高年齢者施策課長	<p>資料自体は先日郵送でお送りさせていただきましたけれども、本日机上に追加させていただいております。</p> <p>1点目は「平成30年度よくわかる介護保険」でございます。</p> <p>2点目は「ウェルファーム杉並複合施設棟」パンフレット。</p> <p>3点目は「在宅医療・生活支援センター開設記念講演会のご案内」でございます。それぞれ、この後の報告の中でご説明申し上げます。</p> <p>また参考資料として、介護保険事業計画以外に同じ時期に策定しました「杉並区保健福祉計画」。それから「第5期杉並区障害福祉計画・第1期杉並区障害児福祉計画」も、きょう置かせていただきました。こちらは参考に見</p>

	<p>ていただければと思います。</p> <p>このたび資料を追加いたしましたので、次第も本日配付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、次第に従って進めていきたいと思えます。</p> <p>最初に、前回の会議録の内容確認についてです。既にお手元に郵送されていたのでお目通しいただいているかと思いますが、これ自体すごいボリュームなので、目を通すのにもえらい苦労したのではないかと思います。何かお気づきの点がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、前回会議録は承認されたということにいたします。</p> <p>そして議題のほうに移ってまいります。まず、議題の(1)「地域包括支援センターの事業実施方針等について」です。</p> <p>山崎課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料1をごらんください。「杉並区地域包括支援センター(ケア24)事業実施方針等について」ご説明したいと思っております。</p> <p>それで、1番は事業実施方針ですが、2番は事業評価についてです。</p> <p>「平成31年度(平成30年度事業)の事業評価」につきましては、前回お諮りしましたとおり介護保険運営協議会の下の評価部会のほうで検討することにしております。</p> <p>ただ、(2)30年度の評価、29年度分の事業の評価につきましては、実はこの下の部会でお諮りしたいと思っていたのですが、委員の改選がこれからございますので、5月の事業評価に間に合わないものですから、今年度29年度の事業の評価分までは、これまでの評価委員会のほうで行わせていただきたいと思えます。ご了承ください。</p> <p>それでは次のページ、資料1の別紙1-1、ケア24の事業実施方針についてご説明したいと思います。</p> <p>まず1番「地域包括ケアシステム構築に向けた基本理念」といたしましては、今回の高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画において、この「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくために、中核的機関であります地域包括支援センター(ケア24)は区と協働し、包括的支援事業等を効果的に実施することで高齢者みずからの生きがいを高め、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、継続的な支援を行うとしております。</p> <p>「運営上の基本方針」ですけれども、これは基本的なことですが、(1)として「公益性」、(2)としまして「地域性」、そして次の4ページですが、(3)の「多職種による協働性」。この3つを基本としまして事業を進めてまいります。</p> <p>3番「地域包括支援センターの業務」(1)「総合相談支援業務」につきましては、これは基盤的な機能でございますので、ケア24にいる三職種の専門性を生かしまして、多面的な課題や背景を捉えて相談対応を行うとともに、高齢者が地域で安心した生活を継続していけるよう、関係者とのネットワークを構築してまいります。具体的には①として総合相談、②実態把握、③地域におけるネットワークの構築を進めてまいります。</p>

(2)の「権利擁護業務」につきましては、虐待防止法に基づきまして権利侵害の予防や対応を行い、高齢者が自分の意思を主張し、権利の行使ができるよう支援してまいります。その際に、成年後見制度や老人福祉法上の措置などにつきまして、区や成年後見センター等関係機関と連携を図って支援してまいります。

(3)は「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」です。これにつきましては、地域の介護支援専門員については支援困難事例への指導や助言等を効果的に行ってまいります。また、地域の関係機関との事例検討会や研修会の開催を通して、ケアマネジメントの質の向上や介護支援専門員の抱える課題を共有し、地域全体のケアマネジメントの向上を図ってまいります。

(4)としては、介護予防ケアマネジメントについてですが、ケア24は要支援者等の状況や置かれている環境等に応じた適切なアセスメントを行い、本人がみずから課題に気づき、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、みずから実施・評価できるように支援してまいります。

次のページに行きまして6ページですが、「重点的な取組」としまして(1)「地域ケア会議の開催」がございます。

ケア24は、個別ケースの課題解決等を中心にケア24ごとの地域課題の把握・共有・解決に向けて地域ケア会議を活用し、地域のネットワークの構築とともに、個別課題解決機能を高め、地域課題の発見・共有から検討体制づくりを進めてまいります。

(2)につきましては「医療・介護の連携による在宅医療体制の推進」です。4月にはウエルファーム杉並に在宅医療・生活支援センターが開設されまして、在宅医療相談支援窓口や在宅医療地域ケア会議などの在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを強化してまいりますけれども、ケア24につきましても区民ニーズに応え、医療と介護を一体的に提供できるように地域ケア会議等を活用して医療職と介護職の連携を図り、切れ目のないチームケアの体制を整えてまいります。

次のページ(3)「地域認知症支援体制の充実」についてです。ケア24は、認知症の人を地域で見守り、支え合うために、小学生への認知症サポーター養成講座や家族介護教室などの開催を通じて、認知症の正しい知識や対応方法の普及啓発を進めてまいります。

また、認知症の早期発見・早期対応により認知症の人の在宅生活を継続できるよう、相談では認知症のアセスメントシートを活用し、相談支援の質を高めるとともに、認知症サポート医による物忘れ相談や認知症初期集中支援チームなどを活用し、適切な医療や介護につなげてまいります。

(4)「生活支援体制整備」ですけれども、現在杉並区全域の第1層がございまして、来年度につきましては、ケア24ごとの担当地区である、この日常生活圏域(第2層)において、「第2層協議体」を設置する予定でございます。

その中でさまざまな地域の力が協力し合って、地域のことを地域で考えるために情報共有・連携強化を進めてまいります。

(5)「介護予防の取組の推進」ですが、これは先ほどもございましたので省略させていただきます。

	<p>そして裏面の8ページの5「区との連携」ですけれども、ケア24がさまざまな相談などに対応していくためには、区の高齢者福祉関係を初め、各行政機関とのかかわりが発生してきますので、その辺の調整について区のほうも行っていきたいと考えております。</p> <p>そして今回「発災時においては」という一文を加えました。区や関係機関と情報連携を図り、早急に本来の業務が実施できるよう体制を整え、高齢者を支援することが必要であるということを入れました。</p> <p>また「そのため」というところがありますが、ケア24の運営がスムーズに行われるようにするために、区は高齢者在宅支援課を基幹型地域包括支援センターの機能・役割と位置づけまして、ケア24との情報共有や課題共有を進めるとともに、センター間の連絡調整や関係機関・団体との連携が円滑にできるよう後方支援を行ってまいります。</p> <p>この事業実施方針につきましては、運営法人に対して示しておりますが、念のためということで、最後のほうに運営法人の役割を一文入れております。「運営法人は、ケア24の安定した事業への取組とその質を高めるため、ケア24の運営状況を総合的に把握し、人材・人員体制の確保に努める」としました。</p> <p>以上、事業実施方針となります。</p> <p>続きまして、参考までにおつけしております資料をご案内します。ケア24の事業評価の方針につきましては、先ほど冒頭に簡単にお示ししたとおりでございます。</p> <p>その次11ページになりますが、こちらはケア24の職員の研修についての案でございます。こちら三職種の方、さまざまな業務にかかわる上でのスキルアップのための研修を設けております。</p> <p>次の13ページは、その研修の体系を示してございます。</p> <p>15ページにつきましては、別紙2-1になりますが、これは今年度29年度の事業評価についてです。これは、これまでと同じような方法での事業評価を予定しております。その後ろには事業計画に基づく評価表の様式、それと19ページ目が履行評価表になっております。</p> <p>以上となります。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>念のために確認をしたいのですが、最初におっしゃっていただいたように、今回この事業実施方針というのを策定する。その策定するのは黄色い冊子になっている「第7期介護保険事業計画」と対応してということですか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>そのとおりでございます。</p>
会長	<p>策定する主体は。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>この事業実施方針を策定する主体は区となります。</p>
会長	<p>区ですね。区がこの計画を実施していく、実現していくためにこの事業実施方針を策定するということなので、それについてのご意見をここで頂戴したいという、そういうことですか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>そのとおりでございます。</p>

会長	いかがでしょう。基本的には今までケア 24 でやってこられたことが文章化されていると考えていいかと思うのですが、いかがでしょう。
地域包括ケア推進担当課長	今回、第 7 期の介護保険計画指針も大きく変わることはないですので、さらに深めていく、推進していくという方向性でございますので、大きな変更はございません。
会長	ということですが、何かご意見、あるいはご質問がおありの方はいらっしゃいますか。
委員	<p>ただいまご説明いただきましたが、ケア 24 に関連いたしましてお尋ね申し上げます。</p> <p>1 点目は、基幹型地域包括支援センターに関してでございます。先ほどご説明がございましたが、区は高齢者在宅支援課を基幹型包括支援センターの機能・役割に位置づけるということでございます。これまでケア 24 に対しまして、いろいろな支援等が行われていると思います。こうした中、24 の運営法人の事業につきましても、全体として良好に運営されているというお話も伺っているところでございます。</p> <p>ご説明がございましたが、今後さらにケア 24 の事業が重要視されるわけでございますけれども、今回行おうとする措置で、新たに人員体制等もお考えになっているのかどうか、この点について伺い申し上げます。</p> <p>2 点目ですけれども、これも「区との連携」のところでございますが、人材・人員の確保に関連してでございます。</p> <p>記述にございますとおり「運営法人は、ケア 24 の安定した事業への取組とその質を高めるため、人材・人員の確保に努める」と記述してございます。安定した事業を行うに当たりまして、人材等の確保は欠かせないと思います。現状ケア 24 の各事業所におきまして、人員体制等で特に専門職等におきまして課題など、もしございましたら伺いたいと思います。仄聞いたしますと、専門職等につきまして、かなり課題になっているというようなことを承っております。</p> <p>3 点目でございますけれども、同じ頁に記載がございましたが、ケア 24 からの区の要望等についてでございますが、区とセンター長会等の意見交換の場で、地域的なものは別といたしまして、何か共通的な課題等、ほかに支援が出ている内容等がございましたらお話ししていただければと思います。以上でございます。</p>
会長	ありがとうございます。3 点のご質問です。山崎課長、お願いします。
地域包括ケア推進担当課長	<p>基幹型地域包括支援センターとしての高齢者在宅支援課の人員の体制については変更はございません。現状のままでございます。</p> <p>そしてケア 24 の人員体制につきましては、おおむね介護関係の人員確保は困難なのですけれども、状況としてはケア 24 も割と職員の入れかわりはあります。以前に比べると入れかわりというのはありますが、人数的にはやめられたら新しい方を補充するというので、何とか確保していただいているところです。ただ、やはり看護・保健師の一番確保は難しい状態なのかなと感じているところです。</p> <p>3 点目の要望についてですけれども、資料はないのですが、1 つ強く言われていますのはパソコンなのですね。パソコンを 5 台ずつケア 24 のほうに設置しておりますが、職員が 6 人いらっしゃる場所もありますので、それがもう少しふやせないのかというご要望をいただいております。区としては検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

会長	よろしいですか。 ほか、いかがでしょう。
委員	以前、この介護保険運営協議会の場合でも議題になったのですが、ケア 24 和田の運営法人事業撤退があったと思うのです。 ああしたことを、これから未然に防いでいくということについての観点はどのような形で盛り込まれているのかということを確認したいのと、あと、先ほど平成 30 年度の事業評価には間に合わないというような話だったので、介護保険運営協議会自体は改選を次々と迎えるわけで、改選のタイミングと、この事業評価部会の設置のタイミングというのはどういったことになっていくのかということと、そもそもこの事業評価部会の体制とか人数とか、どういう委員がそこに参加するとか、そのあたりの細かいことをお聞きしたいと思います。
会長	1 番目の課題は、多分山崎課長でしょうか。
地域包括ケア推進担当課長	ケア 24 和田の件ですけれども、そういう急な撤退ということがないようにということにつきましては、今回ケア 24 の業務委託については 3 年間の長期継続契約でお願いしております。 それと、法人の方々とのほうでなるべくコミュニケーションをとって、状況などを把握しながら、またご要望も聞きながら、コミュニケーションをとっていきようにしているところでございます。
会長	和田の場合はちょっと個別的な事情もあって突然の撤退となったというように仄聞していますが、そういう事態が起こらないように、今までもやってきたことではあるのですが、より区との交流を強めて支援もしていくということが、あのとき事務局内部では話し合われたと聞いております。それでいいですね。
地域包括ケア推進担当課長	そのとおりでございます。
会長	2 番目の事業評価部会に関しては、これは畦元課長でしょうか。 山崎課長、お願いします。
地域包括ケア推進担当課長	事業評価につきましては、事業の PDCA サイクルを回したいと思いつてなるべく 5 月ぐらいに評価しまして、それを各ケア 24 に返し、そのことも参考にしながら次年度、今回であれば 30 年度の事業を進めていただきたいということがございまして、今回改選がこれからということになりますので、そうすると早くとも 6 月の末、第 1 回の運協が 6 月ごろと聞いておりますので、ちょっと今回間に合わないということもありまして、今までどおりの事業評価委員会のほうにというふうにしております。
会長	続けて。
地域包括ケア推進担当課長	今の評価委員会につきましては、学識経験者 2 名で行っております。それで今度、この運営協議会の下に部会として設置する場合については、前回お諮りしましたように学識経験者 3 名以内ということで構成する予定でございます。
会長	ご質問の中には、介護保険運営協議会の委員は一応 3 年で切れるので、同じことが 3 年後にも起こり得るということなのです。 3 年後どうなるのかというのはわからないのですが、今言ったような部会の委員の構成をするので、その人たちにしばらくとどまってもらって 5 月ぐらいに処理をするというのは、1 つのやり方としてはあり得るのだろうと思います。

	<p>ただ、残念ながら今回は部会が新しくつくられるということなので、その部会のメンバーに引き続きやっていただくということにいかないの、別の評価委員会をしばらく継続して、30年度の最初はそれでいこうという、そういうご提案だったと思います。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>そのとおりでございます。ありがとうございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。 それでは、運営法人のほうのご意見を伺っておこうかと思えます。法人の連絡会があったと聞いていますけれども、委員、何かご意見はおありですか。特に人の確保の問題などについて。</p>
委員	<p>今回、運営法人連絡会に私は出ていないのですが、以前から話が出ているのが、コンピュータの台数の問題です。 とにかくコンピュータが5台しかないから、6人、7人、8人いる事業所では結局自分がコンピュータを使えないので待っていないといけない。それが結局超過勤務につながってしまうというような、そういうことも起こっているという現場の声は聞いています。 それから人員の確保に関しては主体の法人によって、例えば河北みたいに医療法人がバックにある場合には、意外と看護師さんの手配も楽だと。逆に河北だと、社会福祉士さんのほうが集めるのに苦労するみたいな話を前におっしゃっていた気がします。 いずれにしても看護師もそうですし、後はなかなか社会福祉士さんなんかも、実際には欠員が出てしまうと補充するのが結構大変というのがあるかもしれない。 そんなところでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 委員、いかがですか。何か。</p>
委員	<p>今委員がお話ししたとおりです。私はセンター部会にも参加しましたが、人のところはおっしゃるとおりで、うちの法人も社会福祉士、介護主任ケアマネのほうは法人の中でも異動希望を出される方が多いので、補充もしやすいです。ただ、看護師さんについてはなかなかしづらい。 運営については、今あったパソコンのところは、うちも今7人いるのですが、5台で運用しているので、そこについてはパソコンの補充を速やかに行ってほしいというのは、うちの法人でも同じです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 パソコンの話に補足しておかないといけないと思うのは、普通に買ってきておいたのでは使い物にならないということなのです。特別なソフトの入ったパソコンでないと業務ができないので、貸与される分の台数をもうちよつとふやしてくださいというご要望だったと思います。事務用のパソコンが足りないということではないはず。 ほかに何かご質問・ご意見おありの方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>パソコンの話とか区との連携の話が出ていたのですが、医療の連携等もそうなのですが、もうちょっと杉並区さんではICTというかそういうものを、インターネットとかそういうシステムを構築するとか、そんなことを検討されていることはあるのですかというのを聞いたかったのです。 他区とかですと、医療関係のところとアプリで情報共有ができていところも中にはあって、行政でやっているわけではないと思うのですが、今後そういうふうに進んでいくのは当たり前だと思うのですが、それが遅いという気はしているので、ほかにロボットとかいろいろあると思う</p>

	のですが、杉並区ではどのように考えているのかを教えてくださいと思います。
会長	山崎課長。
地域包括ケア推進担当課長	医療と介護の地域ケア会議などに限定しますと、基本的にはそういうアプリは研究していきたいと思います。ただ、個人情報の関係がありますとそれは使いにくいですので、その辺を考慮して検討させていただきたいと思います。
会長	杉並区独自のソフトがありましたよね。ケア 24 をつないで動かしている。
地域包括ケア推進担当課長	ほのぼのシステムはございます。ほのぼのシステムで、ケア 24 の 20 カ所と区での情報交換といいますか、そういう共有はできます。
会長	ですから、先ほどのパソコン 5 台というのはそこから来てしまっていることではあるのです。
委員	パソコンでなくてもアプリで。
会長	医療との関係は、残念ながらまだそこまでは行っていないだろうと思います。
高齢者在宅支援課長	行政の部分でなかなか難しいというのが、個人情報の関係が非常に厳しい部分がありまして、審議会などを通していくのですが、なかなか難しい部分は正直あります。 そういう意味では、公共的に使われているものが、特に個人情報のセキュリティがしっかりできているような状態が今後保たれるようになれば、そういったことに使っていくということも今後考えられるかもしれないのですが、今の状況ですとなかなか厳しいのかなと考えてございます。
会長	ですから、区とケア 24 との間では、ほのぼのを使って情報共有ができるようになってきている。しかし、それ以外のところとネットを組むということになると、個人情報保護やセキュリティの問題があつて、なかなか踏み出しきれない状態であるという、そういうお答えかと思います。 ほかにご質問、ご意見いかがでしょうか。
委員	これまでとほぼ同じようなということでしたけれども、それでも今回違ってくるというのは、1 つにはウェルファームの複合施設ができて、その中に在宅医療・生活支援センターが開設されるということで、そこはある意味ケア 24 ではなかなか解決しきれない困難事例などもそこでカバーしていくというふうに私は認識をしていたのですけれども。 その在宅医療・生活支援センターのことも触れられてはいるのですが、その辺の関係性というか、ケア 24 との関係性、それから最後に「区との連携」で、基幹型のことである在宅支援課が出てくるのですけれども、その 3 者の関係性というのか、その辺が少し見えづらいと感じましたので、その辺をご説明いただければと思います。
地域包括ケア推進担当課長	まずケア 24 からの相談は、基幹型である高齢者在宅支援課のほうに相談や問い合わせが入るようになります。そこで支援できるものはそこで支援してまいります。 そして他機関がかかわっていたりとか、さらに障害者分野とかも交えてもう少し広く調整が必要ということであると、この在宅医療・生活支援センターのほうでのかかわりということが出てくるというところです。
会長	まず、基幹型センターはどのようなものかをご説明いただけますか。

地域包括ケア 推進担当課長	<p>基幹型センターというのは、杉並で言えばケア 24 の取りまとめとか、業務の説明もありますし、研修もありますし、いろいろ相談に応じるというようなところで、それぞれのケア 24 の相談業務、資質を高めていくというところですよ。</p> <p>今、相談だけではなく、生活支援体制整備のような地域づくりの関係もございしますが、そういうのも含めて、基幹型のほうで支援していくということでございます。</p> <p>それと、地域支援系のほうで個別の困難事例について、あと虐待のほうの支援につきまして、そういう困難事例についてのバックアップをしております。</p>
会長	<p>地域包括支援センターに基幹型とそうでないのがあるんですね。そして、ケア 24 という 20 カ所あるのは、基幹型でないほうのセンターであると。在宅支援課が、基幹型地域包括支援センターが担っている機能を、あるいは役割を果たしていくということが、この 8 ページのところには書いてあったと思います。</p> <p>ですから、21 カ所目の地域包括支援センターになるわけではなく、20 カ所の地域包括支援センター、ケア 24 をバックアップする機能、基幹型の機能を在宅支援課が果たしていきますというご説明でよろしいですか。</p>
地域包括ケア 推進担当課長	<p>そのとおりでございます。ありがとうございます。</p>
会長	<p>そのバックアップの中に困難事例の話であるとか、あるいは医療との特別な連携が必要なケースへの対応などが含まれている。これらは、しばしばケア 24 単独では処理しきれないので、在宅支援課と連携して、場合によっては協力を仰いでほかの機関などとの連携もとっていく。そういうことでよろしいですか。</p>
地域包括ケア 推進担当課長	<p>そのとおりでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。 では、どうぞ。</p>
委員	<p>そうしますと、不勉強で申しわけないのですが、今までは基幹型のような機能というのは、どこが果たしてきたのですか。</p>
地域包括ケア 推進担当課長	<p>これまでも、基幹型の機能はこの高齢者在宅支援課で以前から果たしておりました。</p>
会長	<p>もうちょっと、ずっと同じことは最初から在宅支援課がやってきていたということですね。ただ、基幹型というのがむしろ後から登場してきた。</p>
地域包括ケア 推進担当課長	<p>そうですね、介護保険が始まったところは名前がちょっと違いましたけれども、在宅介護支援センターとして区が行っていたこともあります。それを民間でも行うようにし、そして今の地域包括支援センターについては 20 カ所民間でということと、そして高齢者対策支援課は基幹型地域包括支援センターという位置づけが法律のほうにもあるのですけれども、その役割を担っているということです。</p>
会長	<p>清水課長、何か追加されることはありますか。</p>
高齢者在宅支 援課長	<p>補足になるかどうかはわかりませんが、よくほかの区で、いわゆる基幹型と言われて、ケア 24、地域包括支援センターの業務も一部追いながら、ほかのセンターを取りまとめるという形をとっているところもありますけれども、杉並区の場合はいわゆるそこら辺は完全に分離して、バックアップとい</p>

	<p>うところに力を入れて、20カ所を支えていくという形の方法を、基幹型という役割として担っているという位置づけにさせていただいています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 よろしいでしょうか。 ではお待たせいたしました、どうぞ。</p>
委員	<p>基幹型のこういうセンターが、区が担う今の役割を聞いていると、それが本当に果たされていくと、基幹型の意味はすごくあると思うのですが、ケア24が民間で、基幹型を区がやっているということになったときに、本当の困難ケースとかニーズが拾えないのではないかと、そういう恐れをすごく感じるのです。</p> <p>障害者のほうでも、基幹相談支援センターという支援が区役所内にあるのですけれども、やはり下のほうでいっぱい出てきている問題がそこでなかなか取り上げられず、区の中のサービスで何とかやろうとする。</p> <p>本当のニーズはもっといろいろあるのに、何となく今あるものの中に閉じ込められてしまうような、そういう動きがあって困っている方もいるということがあって、その基幹型が本当にバックアップになるのなら区がやることはとてもいいと思うのですが、いずれ民間がこういう基幹型の地域包括支援センターをやるとか、そういう考えはあるのかなと思ったりします。</p>
会長	<p>山崎課長。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>この基幹型については、区が責任をもって行っていきたいと思っております。</p> <p>ケア24が抱え込まないように、高齢者在宅支援課の職員も例えば在宅医療、地域ケア会議についてもそうですけれども、そういうところに参加したり、また困難ケースのケア会議については職員が同席ということも行っておりますので、負担がかからないように、またそのニーズを区のほうで十分把握できるようにしてまいりたいと思っておりますし、そのように実践しているところでございます。</p>
会長	<p>ケア24が民間委託であるがゆえに、基幹型のバックアップ機能を区が持っているというのは、ある意味非常に合理的な分量だろうとは思いますが、そのときに区が委託先と区との間のコミュニケーションがうまくいかなかったり、パイプがふさがっていたりすると、いろいろ困難、問題が起こってくる可能性もある。そういうご指摘だったと思います。</p> <p>同時に、区であるがゆえに今ある現行の施策の中だけで解決しようとする力が働いたりするということもあり得るのではないかと。そういう懸念のご指摘だったと思うのですが、そこら辺はこれからの運用の中で、どれだけケア24と区との間の交流やパイプを広く保っていくかということに尽きるだろうと思うのです。</p> <p>今までもそれはある程度やってこられたということだと思っておりますが、どなたでしょう、山田課長ですか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>在宅医療・生活支援センターの開設準備担当課長の山田です。後で在宅医療・生活支援センターのことも資料でご説明しようというところでございましたが、今の制度のはざまと申しますか、民間の事業者さんが把握しているような、区の制度では解決がなかなか困難な事例が実際にあるということに関しましてお答えしたいと思っております。</p> <p>先ほども基幹型の地域包括支援センターの機能を高齢者在宅支援課が持っているということでご説明がありましたが、在宅医療・生活支援センターは高齢とか障害とか母子とか、そういった分野を縦割りにせず横串を刺す</p>

	<p>ような形で、さまざまな複合的な課題を持っていても、困難事例と言われて、地域の相談機関が困っている事例に対して対応していこうという体制をこれからとっていこうと考えています。</p> <p>というわけで、ケア 24 のバックアップ機能を持っている高齢者在宅支援課とも連携していきますし、障害者分野のバックアップ機能を持っている障害者施策課、あと子ども分野の子育て支援課とかそういったさまざまなバックアップ機能を持っている区の機関もそうですし、民間の機関とも連携しながらこういった困難事例に対応していこうと考えているところでございます。</p> <p>ただ、おっしゃるとおり制度のはざまの問題は多分さまざま、対応していくと出てくると思いますので、そういう課題は、在宅医療・生活支援センターで分析をして、そういった事例を検討していきながら、区の制度で対応できないようなものに関しては何か制度を新しくつくらなければいけないのか。それとも、もうちょっと違う手だてで対応できる方法があるのかということを考えていきたいと思っているところでございます。</p> <p>こういう課題もセンターが4月に立ち上がりましたら、検討してまいりたいと考えているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。明確にご説明をいただきましたので、よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。まだご意見もおありかと思いますが、そろそろ予定された時間にもなっておりますので、1 番目の議題についてはここまでとして了承したことにはしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。了承されました。</p> <p>それでは2 番目の議題です。「地域密着型サービス事業所の開設について」。資料2ですね。これは寺井さん、お願いいたします。</p>
<p>介護保険課長</p>	<p>介護保険課長です。よろしく願いいたします。</p> <p>資料2をごらんください。今回は、認知症対応型共同生活介護1件でございます。「(仮称) グループホームきらら西荻窪」でございます。</p> <p>添付資料に事業計画等がございますので、まず事業計画をごらんください。資料2の別添1でございます。</p> <p>法人につきましては、法人名「スターツケアサービス株式会社」東京都江戸川区でございます。</p> <p>計画の概要でございますが、事業所名「(仮称) グループホームきらら西荻窪」。所在地が東京都杉並区今川三丁目3番。認知症対応型共同生活介護。3ユニットの27名。敷地が636平米。延べ床面積が793平米。開業予定年月日は平成30年7月1日でございます。職員体制、サービス提供計画等は記載のとおりでございます。</p> <p>裏面に参りまして資金の計画でございますが、概算の事業費、設備整備費が1,500万円。運転資金等が3,000万円。合計4,500万円全て自己資金で調達ということでございます。</p> <p>収支計画は記載のとおりでございます。</p> <p>医療機関との連携につきましては、7の「運営方針・運営理念」のところにご参りまして、計画地の東側に荻窪病院がございまして、荻窪病院と連携を図り、緊急時においても対応していただき、安心して暮らすことができるということでございます。</p> <p>グループホームは区で選定する事業者と、そうでないところがあるということで、今回のケースは、区が選定した事業者ではなく、民間の事業者が自発的に持ち込んできたものでございます。</p>

	<p>参考までに、月額の使用料等を申し上げます。補償金を含んだ入居金ですが、30万円ちょうど。使用料は、家賃、食材料費、光熱・水費、管理費を合わせまして月額15万2,000円でございます。こちらは、先に開設しました同じ法人のきらら荻窪と同じ金額でございます。</p> <p>資料の別添2のところに案内図がございます。案内図で見させていただくとわかるとおり、荻窪病院のすぐ西側、桃井原っぱ公園の北側に接しております。平面図がついてございまして、3ユニットで、それぞれ居室が9部屋ずつついでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここはいい場所ですね。原っぱ公園と荻窪病院。十字マークのついた建物が荻窪病院です。</p> <p>何かご質問、あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>2点お願いします。</p> <p>1点目ですが、今費用のご説明のところに入居金と、あと月額利用料の中で15万2,000円とありましたが、このほかに介護保険プラス1割負担が含まれるのではないかとと思われるという点が1点。</p> <p>それから2点目ですが、資料2のページ数でいきますと23ページ。「サービス提供計画」の中に入浴の時間が、夕方から夜にかけて。これは、夜お風呂に入れるということは、利用者にとっても家族にとっても大変ありがたいと思っております、グループホームで日中、職員数が多いときにお風呂に入れるという話を聞いている中で、大変うれしいサービス時間であると感じたのですが、夜勤の員数で安心・安全な入浴の確保はしていただけるのかという点。</p> <p>そして、ここは3ユニットで3フロアに分かれると思うのですが、先ほどから人材不足の不安というお話もいただいておりますのと、あとはこの平面図を見せていただくと、浴室の位置がここで夜間に危険なく入浴できるのかというあたりに不安を感じましたので、ここの確認ということで、ご返答をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>寺井課長、どうぞ。</p>
介護保険課長	<p>1点目の、月額の利用料のほかに介護保険の自己負担分があるのではないかとこの点は、そのとおりでございます。介護度に応じた自己負担がございます。</p> <p>2つ目の点でございます。入浴についてですけれども、人材の問題もそうですけれども、法人が大手であるということで、3ユニットではありますけれども、人材の確保がされると考えております。</p> <p>浴室の位置がというところですが、この位置でされるのかということにつきましてですが、これは具体的にどのあたりかと教えていただければと思いますが。</p>
委員	<p>夜間の職員数と位置関係ということで、質問しました。</p>
介護保険課長	<p>入浴の時間がまだ夜勤の時間ではなくて、人材がまだ配置されている時間帯であるということでございます。</p>
会長	<p>しばしばグループホームで、1ユニットに1人夜勤ということがあるので、そのときにこういう引っ込んだところにある浴室に入浴介助をしていた</p>

	りすると、全体を見渡すことができなくなるのではないかと、そういうご心配だったと思います。
介護保険課長	1人夜勤の体制の中での入浴ではないということでございます。夜勤で、ユニットに1人しか職員がいないという状態での入浴ではないということでございます。
会長	この、23ページの時間表で見ても、例えば21時から後に入浴があるわけではない。
委員	21時まではこのプログラム、1日の流れ、21時までには1フロア1人でなく、2人の体制を組んでいただけたというふうに理解してよろしいのでしょうか。
介護保険課長	おっしゃるとおりです。サービス提供計画の中では16時から18時と、18時から21時のところに入浴がございますので、複数の職員で対応できる時間でございます。
会長	だそうです。
委員	では、安心です。
会長	ありがとうございました。 ほかはいかがですか。質問、ご意見。 今グループホームをどんどんつくられているわけですが、どれくらい希望者というのでしょうか、待機者のような方がいらっしゃるのでしょうか。それとも、市場はある種飽和したと考えていいのですか。その辺はいかがでしょう。 森山課長。
高齢者施設整備担当課長	こちらが完成いたしますと、平成30年度で累計600になります。33年度までに672という目標数値を設定して、整備しておりますけれども、ほぼ満床の状態になっておりますので、特養ほど待機者の方はいらっしゃらないですけれども、開設いたしますと入居していく状況でございます。
会長	まだニーズはあるというふうに考えていいのですか。
高齢者施設整備担当課長	そのとおりでございます。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、この件は了承されたということにしたいと思います。ありがとうございました。 それでは、たくさんある報告事項をてきぱきと伺っていききたいと思います。 まず一番目の報告事項、保険事業計画について。これは畦元課長、お願いします。
高齢者施策課長	私からは「杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について」ご報告いたします。 1月23日の第4回介護保険運営協議会におきまして、当計画案に対する区民意見提出の手續の結果、修正箇所などを報告したところでございます。その後、2月に区としての意思決定、それから議会への報告を行いました。その結果、このたびこの計画策定に至ったところでございます。 この計画策定に当たりましては、介護保険運営協議会委員の皆様からさまざまなお立場で、大変貴重なご意見を多数承りました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

	<p>この計画は、4月1日から公表となります。今後は、この計画に沿って具体的な取り組みを実行していくこととなります。これから予測されます制度改正の動きなどをしっかりと注視して着実に取り組み、検証しながら、次の計画策定に備えてまいりたいと存じます。</p> <p>私からは簡単に以上でございますが、事前に委員から、計画に関してのご質問を5点いただいております。先に説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
会長	お願いします。
高齢者施策課長	では続けて、ご質問の内容を含め、各担当の課長から説明申し上げます。
介護保険課長	<p>まず、介護保険課長からご回答いたします。</p> <p>委員から22ページにあります「訪問入浴介護」の実績が年々減少している理由についてというお尋ねがございました。</p> <p>22ページを見ますと「訪問入浴介護」確かにこれは、この計画、6期の前の第5期のときから減少しているような状況でございます。</p> <p>あくまで推測ではございますけれども、訪問入浴の対象の方は介護度の比較的高い方、重度の方が多いという認識をしておりますが、そうした方が施設に入れるようになったのではないかとということが1つ。</p> <p>もう1つは、介護度の重い方でも対応できるような通所施設などがふえてきたのではないかと、サービスなどができてきたのではないかとということ。</p> <p>3点目は、訪問入浴の事業者が区内に現在6つございますけれども、少し入れかわりはありますけれども、事業者の数が1事業者ですけれども減っているということなども、事業者のほうの都合といたしますか、そうした問題もあるのかなと考えております。これが回答の1つ目でございます。</p> <p>2つ目ですが、28ページにございます「看護小規模多機能型居宅介護」の実績についてですけれども、事業計画ではゼロとなっておりますけれども実績がある理由についてというご質問です。</p> <p>28ページの表の中ほど「看護小規模多機能型居宅介護」でございますが、事業計画が24年から29年までゼロでございますけれども、こちらは利用が1、2というふうにありますけれども、こちらが区外の利用をしていると考えております。</p> <p>29年度に26とございますけれども、こちらは区内にできた看護小規模多機能の利用をした実績だという状況でございます。</p>
会長	続けてください。
介護保険課長	<p>51ページについてお問い合わせいただいております。</p> <p>「地域共生社会の実現に向けて」の9行目に「65歳以降すべてのサービスが介護保険サービスに移行した者9名」ということで括弧書きの中にありますけれども、どのような状態にあったものが、どのようなサービスから介護保険のどの種類のサービスに移行したのですかというお尋ねでございます。</p> <p>障害者施策課長は欠席でございますが話を聞いてきておまして、どのような状態であったかということにつきましては、状態はさまざまではありますが、全て障害福祉サービスの居宅介護の利用の方が、介護保険における訪問介護の利用に移行したということでございます。</p> <p>この9名の方は、介護保険の訪問介護の枠内に全てサービスが収まっているという方でございますので、全て移行したということでございます。</p> <p>私のほうは以上でございます。</p>

会長	その下は。
高齢者施策課長	計画ではないところなので、後程ご説明いたします。
会長	わかりました。
高齢者在宅支援課長	<p>私から、家族介護支援事業の関係で、家族介護教室が減少しているのではないかという実績のことへのご質問でございます。39 ページになります。</p> <p>この数値は、27 年度から 29 年度に取り組んだ杉並区の実行計画に基づいた数字で、この3 年間におきましては開催回数ということで、介護教室を単位とさせていただきます。</p> <p>ただ、この回数というのは行ける機会をふやす意味では実は非常に効果があると思っておりますが、回数がふえればふえるほど、なかなかテーマが似たような形を使うことも多く、少し興味が出ないということもあって、参加者が非常に少なくなっているという部分がございます。</p> <p>そういった意味で、目標を達成するには参加者の興味を持ったテーマをつくって参加していただくほうがしっかりした事業の展開になるのかなということをお考えまして、29 年度からそういう意識を持った動き方をさせていただいております。</p> <p>79 ページを見ていただきたいのですが、こちらのほうの任意事業の家族介護支援事業におきまして、家族介護教室の単位というのですか「人／年」ということで3,500 人を単年度考えながら3 年度を進めていきたいということで、しっかり家族介護支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>2 点目の介護用品の支給につきましてのご質問で、まずこちらも実行計画で4,500 という中で、実際実績はふえているのではないかとこのところだと思いますが、実行計画で確保した財源の中でやるというよりも、当然ふえましたらその辺はしっかり調整させていただいて、いわゆるご負担がかからない状況で、介護用品を使っている方々を支援していくという形で、実際にしています。</p> <p>一方、介護用品については金額がすごく膨らんでいるところがございます。もちろんこれにつきましては必要だという認識で区も考えてはございますが、実は国のほうで地域支援事業、任意事業という位置づけで、この介護用品を扱っています。</p> <p>ただ国のほうから通知が来ていまして、いわゆる介護保険事業会計ではなく、区の独自の一般会計でやれという通達が来ていまして、それに向けて見直しをしろという部分が今実際に出てきていますので、そういったところを含めて少し考え直す必要性が出てきているというところでその文面を載せていただいて、今後検討課題としていきたいということで、示させていただいたところでございます。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご質問、あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	<p>前回の運営協議会の場合でも言ったのですが、意見提出手続で寄せられる意見がかなり少ないですね。これについては、区としても問題意識を持っているようなことも議会などでは少し話されたのですけれども、次回の改定などのタイミングで、これをどう引き上げていくか。どのような対策を考えて</p>

	いるのか、お聞きしたいと思います。
会長	哇元課長。
高齢者施策課長	<p>この計画を立てるに当たり、私どもが反省しているのは、なかなか実態調査の実施も含め、もう少し前倒しにいろいろな取り組みをできないか。できる限り実態調査の結果も早目に分析をして、この計画の骨子案もつくることできないかということ、現在課題として考えております。</p> <p>そのため3年後にまた計画策定をしなくてはいけないのですが、あわせて制度改正の動きと、それから国が示す策定基本方針。そちらが示されてくる時期にもよりますが、できる限りそういった動きを早目にキャッチしまして計画の骨子案の調整を早目に行い、また庁内のいろいろな計画との整合性も諮り、できる限りパブリックコメントの時期もほかの計画と重ならないように、可能な限りやっていきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>よろしければ次の報告に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは2番目の報告「介護報酬の改定について」。これは寺井課長ですね。</p>
介護保険課長	<p>介護保険課長です。2番目の資料3をごらんください。「平成30年度介護報酬改定の主な事項について」という資料でございます。</p> <p>こちらは平成30年1月26日の社会保障審議会給付費分科会で、これまでの議論を踏まえて報告された報酬改定の主な事項という資料です。この報告をもとに、政府の政省令等の改正などが行われてきております。</p> <p>「平成30年度介護報酬改定の概要」でございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民の1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。改定率は全体でプラス0.54%でございます。</p> <p>柱が4つございます。1つ目が「地域包括ケアシステムの推進」でございます。主な事項としましては、ターミナルケアの加算とか医療介護の連携などが記載されてございますけれども、この中では通しの番号で35ページをごらんください。35ページのスライドで言うと9番「I-④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保」という項目がございます。これは「ケアマネ事業所の管理者要件を見直し、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。(一定の経過措置期間を設ける)」ということで、3年間の経過措置期間が設けられてございます。</p> <p>ということで、ケアマネジメントの質の向上のために管理者は主任でなければならないということが、新たに改定された内容でございます。</p> <p>31ページに戻りまして「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」ということで、地域共生型サービスについての記載がございますが、こちらは条例の改正のところに項目がございますので、また後ほどご説明いたします。</p> <p>2つ目の柱が「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」ということです。こちらは主な事項としてリハビリテーションの重視などの内容が掲載されてございます。</p> <p>1つ出しますと、40ページでございます「通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入」という項目がございます。40ページの下のところ、スライドの19でございます。</p> <p>「通所介護事業所において、自立支援重度化防止の観点から一定期間内に</p>

	<p>当該事業所を利用した者のうち、ADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する」ということで、日常生活動作の維持または改善度合いが一定の水準を超えた場合ということでこの指標について記載されておまして、ADL維持等加算ということで、月に3単位、またはさらに加算で6単位ということが、こちらで改正内容として加算について記載されております。</p> <p>また41ページのスライド21でございますが、「身体的拘束等の適正化の推進」という項目がございます。身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて適正化のための指針の整備や委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額するということが、身体的拘束等の適正化について新たな改正が設けられてございます。</p> <p>柱の3つ目でございますが、「多様な人材の確保と生産性の向上」というところでございます。こちらは42ページをごらんください。スライドの22、「Ⅲ-① 生活援助の担い手の拡大」というところでございます。</p> <p>「訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担うとともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する」ということで、機能を身体介護と生活援助の担い手について分化をしまして、生活援助の担い手については新しい研修を創設して担い手をふやしていくということが記載されてございます。</p> <p>現在、訪問介護の要件である130時間以上の研修ということがありますがけれども、生活援助中心型のサービスに必要な方の研修は59時間と国のほうでは出してくれてございます。</p> <p>大きな4つ目の柱でございます。「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」ということで、介護サービスの適正化・重点化の事項が記載されてございます。</p> <p>この中では46ページをごらんください。スライド31、Ⅳ-④でございますが「通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等」ということで、従来2時間ごとの設定としております基本報酬でございますが、サービス提供時間の実態を踏まえて1時間ごとの設定に見直すということで、基本報酬については実態調査による収支差率との実態を踏まえた上で、希望ごとにめり張りをつけて見直すということで、基本報酬については見直しについて記載されてございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>これは、国のほうでこういう介護報酬の改定をしたということの報告ですね。</p> <p>よろしいですね。これは、ここで反対しても始まらないので。</p> <p>それでは次の、3番目と4番目の報告は一括してご報告をいただくことにしまして、まず清水課長ですか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>私から「生活支援体制整備事業の報告と今後の取組」ということでご報告させていただきます。</p> <p>生活支援体制整備というのは、地域でなるべく支えていくというのですか、地域の課題を見つけて地域の方が支えていく。それも地域の資源を使ったり、高齢者の方に担い手になっていただきながら、ネットワークをうまく使って支援していく、地域づくりを行っていくという事業でございます。</p> <p>今年度行いましたのは、「取組①」といたしまして生活支援体制について協議する場、第1層の協議体をつくっていますので、生活支援体制整備連絡協議会を年3回開催させていただきました。</p>

	<p>この中では来年度、1層が杉並区全体という形になっていますので、ケア24をもう少し狭い圏域で実施するための2層をイメージしてつくっていかねばいけませんということで、その辺の調整をケア24の推進等を行ったり、それへの取り組みについて1層の中で話し合ったりさせていただいたところでございます。</p> <p>「取組②」としましては、3名の生活支援コーディネーターがいますが、ケア24の地域包括ケア推進委員との連絡会を開催しておりまして、この中6回でいろいろな話、情報共有をしながら地域の課題等の話をお互いに共有していくという場を持たせていただきました。</p> <p>今回生活支援のネットワーク連絡会を開いたところにもコーディネーターの方に参加いただいて、いろいろな部分でご協力をいただいたところでございます。</p> <p>「取組③」としまして、生活支援サービスに関連する団体等の連携の場づくりということで、生活支援ネットワークの連絡会の開催を行いました。これまで、杉並区全体で活動する団体の方に全部ではないのですが多く声をかけていただいて、集まっていたのはいたのですが、今回は西荻地域と宮前地域という少し狭い形で、いわゆる2層をイメージしていただいた形で実施させていただきました。</p> <p>私も一緒に拝見させていただいたのですが、非常に活発な議論をさせていただいて、皆さん楽しそうに実施していたということで、こういったものをうまく活用しながら2層に結びつけていければいいなという感じを受けました。</p> <p>裏面になります。最後「取組④」としまして「地域支援の見える化等情報発信と普及啓発」ということで、今回参考資料に生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」7号をつけさせていただきました。</p> <p>7号につきましては、久我山のホテル会が地域のマップをつくって、利用しやすい、本当に立派な、地図の事業者さんも加わっていただいたしっかりしたものをつくっていただいて、これを地域に生かして今後進めていきたいという報告会も行ったところでございます。そういった内容のものが載っていますので、ごらんいただければと思います。</p> <p>そのほかに、今年度の「生活支援サービス・活動紹介BOOK」の29年度版ということで作成させていただきました。区民向けには生活支援体制整備講演会の開催も行いました。これについては2月19日に木原先生、住民流福祉総合研究所からいらしていただいて講演いただいたのですが、いわゆる助け上手よりも助けられ上手ということで講演をいただきまして、区民の方もアンケート等に協力的に参加いただいて、非常にいい講演会ができたと考えてございます。</p> <p>来年度につきましては、先ほど申しましたように2層に向けてのイメージづくりと取り組みということを推進していかなければいけませんので、来年度の議決をいただきましたので、コーディネーター、今まで個人的にお願いしていた部分がありましたが、社会福祉協議会さんにコーディネーターの委託をお願いして、一部事業を委託しますので、その中で社会福祉協議会さんが持っている地域づくりのノウハウとか、あとはネットワークの力、そういったものをさらに発揮していただいて、この取り組みを進めていければと思っています。</p> <p>私のほうからは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 続いて山崎課長、お願いします。</p>

<p>地域包括ケア 推進担当課長</p>	<p>29年度認知症対策の報告と今後の取り組みについてです。51ページになります。</p> <p>「認知症の人にやさしい地域づくりのための早期発見・早期対応体制の確立」ということで、(1)は認知症サポーター養成講座を行っております。今年度から3年間、小学校の全校でも実施する予定となっております。認知症サポーター養成講座だけではなく、ステップアップ講座も実施しまして、地域の中での支え手の養成も行っているところです。こちらの表のほうに、目標数や養成数、主な養成対象者を記載しております。</p> <p>(2)は「相談体制の充実」でして、①は「認知症初期集中支援チーム事業の実施」についてですが、3チームに分かれて、東の地域が河北病院さん、西については本庁チーム。南につきましては、29年の9月から浴風会病院のチームが立ち上がっております。対応した件数等につきましては、こちらに書いてあるとおりです。</p> <p>そして②としては「認知症対応力向上に向けた研修の実施」ということで、初任者研修や医療関係者ネットワーク研修、若年性認知症関連機関連絡会等を実施しております。</p> <p>そして③としては「物忘れ相談」認知症サポート医による各ケア24での相談です。この3月で20カ所全てに認知症サポート医による物忘れ相談を設置しております。今回、和田と高井戸のケア24が残っていたのですが、そちらのほうにも医師会の先生を配置していただきました。</p> <p>④は「認知症診断医療機関、認知症サポート医、かかりつけ医との連携」ということで、認知症診断治療に係る医療機関連絡会を、杉並区医師会、認知症疾患医療センターとの共催で行っております。</p> <p>それと(3)としては「医療・介護関係者の連絡体制の構築」としましても、在宅医療地域ケア会議や認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の開催を行っております。</p> <p>大きな2番として、平成30年度の取り組みですが、「認知症の理解と支え手の育成」ということでは、小学校の認知症サポーター養成講座の開催としまして、子どもだけではなく教職員や保護者、地域の方々の認知症の理解と支え合いの地域づくりを進めていきたいと思っております。またステップアップ講座、支え手の養成も意識して取り組んでまいります。</p> <p>(2)「認知症初期集中支援チーム事業」につきましては、多職種の支援でその方の課題を整理して解決するよう検討することで、地域での認知症の理解や程度の実態、必要な支援などの共有ができつつあります。</p> <p>ただ、実績がまだ少ないので、この事業の目的や効果につきまして、ケア24やケアマネジャーなど、関係機関に周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また30年度はこの辺の初期集中支援チームや物忘れ相談、認知症疾患センターのアプローチ事業など、医療関係の連携の体制の整理や、体制づくりの充実を図っていききたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項の3番と4番、いずれも29年度の実績と30年度について考えていることをかいつまんでご報告いただいたところですが、ご質問・ご意見がおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、報告事項5番と6番を続けて報告していただきます。</p> <p>寺井課長。</p>

<p>介護保険課長</p>	<p>それでは、資料6をごらんください。「杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例について」でございます。</p> <p>前回の介護運営協議会におきまして、条例を制定いたしますということでお話をいたしました。15日まで行われておりました区議会でご議決をいただきまして、条例が制定されましたのでご報告をさせていただきます。</p> <p>制定の趣旨等は記載のとおりでございますが、現在東京都が行っております居宅介護支援事業所の指定につきまして区に移管されるということで、東京都が条例で定めている事業の人員等につきまして国の基準を参酌いたしまして、区において条例を定めたということでございます。</p> <p>概要は現在東京都が指定しているものでございますので、内容的には同じでございます。</p> <p>実施の時期は、平成30年4月1日でございます。イメージとしては裏面を見ていただくのがわかりやすいと思います。</p> <p>裏面の図でございますが、居宅介護支援事業者の指定権限の移譲ということで、法改正自体は平成26年にございました。現行では、居宅介護支援事業者の指定は都道府県・指定都市中核市が指定する。指導・監査は都道府県、市町村にも権限がございました。また、勧告・命令・指定の取り消し・効力停止につきましては、都道府県等の権限でございました。</p> <p>これが4月になりますと、市町村が事業所の指定をする。また、指導・監査は従来どおりでございますが、新たに勧告・命令・指定の取り消し・効力停止というものが加わってまいります。また、都道府県は市町村を支援する役割を持つとさせていただきます。</p> <p>資料6については以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>続けてください。</p>
<p>介護保険課長</p>	<p>続けて資料7でございます。「杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。</p> <p>こちらも、前回の協議会で改正をするということでご説明いたしまして、無事に議決をいただきましたのでご報告いたします。</p> <p>3件の条例が改正されております。1件目が杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例でございます。内容的には記載のとおりでございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におきまして、日中においてもオペレーターの兼業ができるというようなこと等、また(2)は、共生型地域密着型通所介護について基準が定められてございます。</p> <p>共生型サービスにつきましては、資料を別につけておりまして、57ページにございます。こちらは国の資料でございますけれども、「共生型サービスの基準・報酬の設定」ということでございます。</p> <p>介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉(共生型)の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設けるといふ、あくまで特例であるということが記載されております。</p> <p>イメージでございますが、介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合につきましては、障害者の福祉サービスの障害報酬ということになります。山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要になる。これは障害者の方ですけれども、近くに障害福祉サービスの事業所がないという場合です。</p>

	<p>見直し後は自宅の近くにある高齢者の事業所、介護保険の通所介護の事業所において、障害者の生活介護サービスが受けられるということが1つでございます。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合につきましては、介護報酬でございます。見直し前は65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性がございました。見直し後は、65歳以降も引き続きなじみのある事業所に通所することが可能になるということでございます。</p> <p>資料に戻っていただきまして、55ページでございます。1つ目の条例の改正内容は記載されているとおりでございます。(7)まででございます。2つ目の条例の改正が、杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する条例でございますけれども、こちらについても(1)から(3)についての改正がございます。</p> <p>3つ目の条例は、杉並区指定介護予防支援等の事業の人員等に関する条例の改正でございます。こちらにつきましては、指定介護予防支援事業所は、指定特定相談事業者との連携に努めなければならないことを明確化するほか、指定介護予防の事業所の職員は、介護事業者等から情報提供を受けたときは服薬状況の利用者の状況を利用者の同意を得て主治の医師等に提供することということで、介護予防支援について、ここでは障害の事業所との連携、また医療との連携ということが改正の内容となっております。</p> <p>改正年月日は4月1日でございます。</p> <p>また、委員からこの資料7につきましてもご質問を受けていますので、ここで回答さしあげてもよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
介護保険課長	<p>資料7、58ページの「共生型通所介護事業所」について「杉並区内にありますか。あるなら何カ所、どこですか」ということでございました。</p> <p>この間、介護保険の事業者の連絡会等で説明をしてきたり、また障害者のほうの事業者の連絡会等でもご説明して、意向も確認をしておりますけれども、障害者の事業所で、介護保険の共生型の事業所の指定を受けるところは現在確認できておりません。ゼロでございます。</p> <p>ただ、高齢者の通所介護の事業所で障害者の共生型サービスについては関心を示している事業所が1カ所ございまして、東京都と調整を行っているという聞いてございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>今の報告2件はいずれも条例の改正に関するもので、前回の協議会でもかなりいろいろなご議論をいただいたところですが、ここで承認されたというご報告でした。</p> <p>次へ進みましてよろしいですね。</p> <p>それでは、報告事項の7、8、9をお願いします。これも寺井課長ですね。</p>
介護保険課長	<p>資料8をごらんください。「指定介護予防支援業務の委託等について」でございます。</p> <p>こちらは地域包括支援センターで行っております介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの2つでございますけれども、ケアマネ事業所に委託をしております。その内容について年に1回、この運営協議会の場でご報告をさせていただくということでございます。</p> <p>委託をしている事業所の一覧が別紙の1についてございまして、介護予防支援等をこちらに委託または再委託をしているということでございます。</p>

	<p>資料8の別紙2と別紙3でございますが、こちらは実績の報告でございます。</p> <p>別紙2は、介護予防支援の実績でございます。66ページを見ていただきますと、介護予防支援、ケア24で作成をしている分が、28年度で言いますと2万5,276、委託分が1万3,122ということで、ケア24に比べると約半分程度の数を委託しているということでございます。</p> <p>別紙3は、介護予防ケアマネジメントの実績についてということで、こちらでも報告でございます。こちらでも裏面を見ていただいて、68ページでございますが、ケア24で作成した分が1万3,098件。委託をした分が4,429件ということでございます。ケア24で作成する分が多いということでございます。</p> <p>この資料については、ご説明は以上でございます。</p> <p>続きまして資料9をごらんください。「地域密着型サービス事業所の新規指定について」でございます。</p> <p>こちらは認知症対応型共同生活介護についてご報告いたします。</p> <p>第3回の協議会でご審議いただきましたミモザ善福寺壺番館でございますが、こちらは平成30年3月1日付で開所いたしましたことをご報告いたします。この事業所ですが、善福寺壺番館もございまして、こちらは開設時期がずれておりますので、次回の協議会でご報告をいたします。</p> <p>続きまして資料10をごらんください。「地域密着型サービス事業所の指定(区外)」でございます。</p> <p>地域密着型通所介護が3件ございまして、1件目がリハビリデイサービスnagomi森下店でございます。江東区森下ということで、29年11月1日指定でございます。</p> <p>2件目は、だんらんの家烏山。世田谷区粕谷三丁目。指定年月日は平成30年2月1日でございます。</p> <p>3件目は文久堂整骨院プレイス。所在地は三鷹市上連雀九丁目ということで、こちらは30年2月1日の指定でございます。</p> <p>ご説明は以上でございます。</p>
会長	<p>3つの報告をまとめてしていただきましたが、この3件につきまして何かご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>そうしたら私から質問をさせていただきますが、区外施設利用者は各1人ですか。</p>
介護保険課長	<p>区外の利用者は1人でございます。</p>
会長	<p>それからもう1つ、ケアマネジメントの再委託の話で、ケア24によって割合にかなりばらつきがあることは言えますよね。全体としては先ほどお話がありましたけれども、ほぼ同数くらいのところもあれば、半分くらい委託というところもあるという、そのばらつきについて何か情報をお持ちでしたら教えていただきたいのですが、いかがでしょう。</p> <p>相談している間に例を挙げますと、65ページの網かけの28年度の方で見ていくと、年度が完結しているという意味で網かけのほうで見ていきますと、上井草は1,042と445ですから、ご説明にあったように大体半分弱、2対1くらいの割合になっているのですね。</p> <p>ところが南荻窪を見ると、1,039と1,040なのです。こういう違いが出てくるのには、もちろん法人の運営方針などもあるのかもしれませんが何か事情が、おわかりでしたら教えていただきたいと思ひまして質問しました。</p>

地域包括ケア 推進担当課長	もちろん法人の方針というのもあると思いますし、地域の状況でケアマネの事業所の数というところもあるのではないかと思います。今後、少し調べようと思っております。
会長	もう1つですが、これは再委託ですね。再委託になったときに、再委託先のケアプランのチェックというのはどういう体制になっているのか。再委託の確認というのはどうなっておりますか。
地域包括ケア 推進担当課長	ケア24のほうで確認をしております。
会長	ケア24が内容の確認をちゃんとやっているということでよろしいですね。ありがとうございました。 ほかはいかがでしょうか。何かご質問のおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。 そうしましたら次の報告へ移ってまいります。 10番目と11番目ですが、これは椎名課長はいないから、山田課長さんですね。お願いします。
在宅医療・生活 支援センター 開設準備担当 課長	資料11、12、あと13についても続けてご説明させていただきます。 椎名課長がきょうは不在のために、在宅医療・介護連携推進事業の取り組み実績についてご報告します。 今年度、健康推進課地域保健・医療連携担当課長のもと、在宅医療・介護連携推進事業を行ってまいりました。大きなところでは、在宅医療推進連絡協議会の部会を再構築して行いまして、事業推進企画部会、認知症対策部会、普及啓発・研修部会を再構築したということで取り組みを行ってまいりました。 特に事業推進企画部会では、医療介護のレセプトデータ分析を検討する部会として進めておりまして、もうすぐ速報値も出てきておりますので、次年度30年度のところではご報告できるのではないかと考えております。 あと在宅医療地域ケア会議ですけれども、7圏域それぞれ3回ずつ実施して、1,571名の参加がございました。後でご説明いたします。 大きな取り組みとしては在宅医療推進フォーラム、30年1月28日に行いました。「40代からの明るい終活」ということで、終末期の医療とかを自身のご主人で体験されたという金子さんのご講演が大変好評で、寒い日にもかかわらず408名ご出席されたということで、杉並区民の意識の高さというものを感じたところと、在宅医療の推進を進めていかなければと思ったところでございます。 備考のほうを見ていただきますと、今年度進めておりました在宅医療・介護連携推進事業ですが、30年度からほとんどが在宅医療・生活支援センターのほうに移っていきまして、この事業をPDCAサイクルでしっかり受け継いで回していこうということで考えております。 部会に関してはそれぞれ、事業推進企画部会は健康推進課に残りますし、認知症対策部会は高齢者在宅支援課で引き続き行ってまいります。あと、最後の区のほうにあります広域にわたる市町村の連携に関しては、保健所と連携しながら進めていくというところでございます。 資料11の報告は以上です。 資料12も続けて報告いたします。 在宅医療地域ケア会議、たびたび協議会の中でもご説明させていただいておりますが、今年度まとめました。全部で21回、今回は共通のテーマということで「介護者やキーパーソンに精神障害や発達障害などがある場合の支援について」というテーマを、必ず各圏域で1回以上は行うということで

	<p>取り組みました。</p> <p>参加人数は1,571名、年々ふえているという状況でございます。</p> <p>職種別参加人数でございますが、ケアマネジャーさん、保健師、看護師、あとケア24とふえているところと、その他では今回精神障害・発達障害などがある場合の支援についてということテーマに行いましたので、障害者部門の区の職員であるとか、すまいるの職員であるとか、保健センターの職員、さまざまに職種が広がって、参加がふえたということでございます。</p> <p>一方で左側、医療関係者、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師を含めてですけれども少し減っているという状況でございます。</p> <p>裏面に移っていただきまして、「成果と課題」でございますが、今回共通のテーマで行ってみようという試みを行いました。そうすることで多職種もふえて、顔が見える関係も深まり、連携が深まったということと、それぞれの職種の考え方の違いが本当にこういうテーマでわかってきたということで、違いもわかったし、専門性も理解できた、とても興味深い地域ケア会議になったと思います。</p> <p>あと、さまざまな圏域で工夫されて、より連携が深まるようなワールドカフェ方式や、ロールプレイなどの導入も行って、本当にこの場を通して連携が深まっているということを感じられた地域ケア会議でございました。</p> <p>一方で課題でございますけれども、本当に大変お忙しい医師の方たちの参加がちょっと減少しているということで、これは医師会の皆様も本当に危惧的な状況だと思ってくださっていて、1回議論を行っております。</p> <p>本当に医師の方が中心になって進めている在宅医療地域ケア会議というのは、ほかの地域ではない試みですので、それのもと介護関係者が集まって、議論が深まっているというところがございますので、在宅医療・生活支援センターに移った際にも連携を、特に医師会等との連携も深めながら推進していきたいというところで考えていることでございます。</p> <p>最後に、下の30年度の取り組みですけれども、医療介護のレセプトデータ分析がまとまってくるということも、各圏域の在宅医療地域ケア会議で共有していきたいというところで、データから見えるものと実際に対応しているところの違いとか、そういったことへの理解を深めていきたいと思っております。</p> <p>資料12の報告は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、この2件のご報告についてご質問・ご意見のおありの方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>委員、何か。いろいろとご苦労だろうと思いますが。</p>
委員	<p>悲しいかな、本当に少なくなってきたんです。来年度からふやさないと。本当に申しわけないです。</p>
会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>あとは、きのう庁内で成年後見センターの理事会があつて、例えばキーパーソンの問題があつたとき、あるいは認知症の話があつたときには成年後見センターにも声をかけてくださいという話がありましたので、一応連携先の1つとして重視していただければと思います。</p> <p>ひとり暮らしの認知症の方は随分ふえていますので、成年後見センターの役割も大きくなってくると思います。</p> <p>ほかにご質問・ご意見はよろしいですか。</p> <p>それでは次の12番、13番の報告に移ってきたいと思います。</p> <p>引き続き山田課長、お願いします。</p>

在宅医療・生活
支援センター
開設準備担当
課長

では、資料13の報告をさせていただきます。「在宅医療・生活支援センターの開設について」ということで、なかなかこの介護保険運営協議会でしっかりご報告ができずに申しわけありませんでした。今度4月2日、ウェルファーム杉並複合施設棟の3階に開設いたします。

本日は、きょうお配りした席上の資料でウェルファーム杉並複合施設棟というパンフレットもお配りさせていただきました。2月24日に落成式がありまして、運協の会長を初めご出席いただきました皆さま、どうもありがとうございました。あと、先日も急遽企画した内覧会にも来ていただいた方がいらっしやるとお聞きしております。どうもありがとうございます。

こちらは、建物が3月26日、今週の月曜日からオープンしておりまして、地下1階から4階までの建物で、26日にオープンしたのは2階にある杉並福祉事務所、あと3階にある消費者センターが今週からオープンしております。

4月2日月曜日になりますと新年度ということで、ほとんどの複合施設棟の施設がオープンする運びになります。一部、4階にある天沼区民集会所は4月3日から、あと子ども・子育てプラザ、1階にございますけれども、ここが4月9日からということで、4月9日になると全館オープンするという形になります。

ここで在宅医療・生活支援センター、区内で1カ所になります新しい取り組みを行うセンターでございます。ご説明させていただきます。

この役割ですけれども、3行目に書かせていただきました。在宅医療の推進ということで、在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを引き続き行ってまいります。

それと同時に、先ほどケア24のご説明の中でも少し触れさせていただきました、ケア24 やすまいるをはじめとする地域の相談機関における複数の機関との連携が必要で、解決に時間を要する課題を抱えている世帯の困難な支援について連携体制をつくりながら、専門的な知見により後方支援を行います。専門的な知見というのは、我々区の職員がここに配置されるわけですが、我々が専門的な知見を多大に持っているというわけではなく、ここに精神科の先生や、弁護士の先生であるとか、社会福祉士、臨床心理士と多職種の方にも来ていただきまして、どのようにこの事例に対応できるだろうかということと一緒に考えていただく体制をとっていく予定でございます。

在宅医療・生活支援センターが行う主な取り組みについてということですが、在宅医療推進については先ほどのご説明とかぶりますので少し省かせていただきますが、在宅医療相談調整窓口の移転についてはご報告します。

今回の協議会にも、リーフレットをつけさせていただいております。相談窓口のほうも4月2日からセンターに移ってまいります。前と仕様は変わっておりませんが、中を開いていただきますと、在宅医療地域ケア会議でさまざまな関係機関が在宅医療を支える体制を今とってくださっていますので、新たに障害者の支援の事業所さんであるとか、児童委員さん、民生委員さんも地域ケア会議に参加してくださっています。そうした民生委員、児童委員さんも加えまして、多職種で支えていきますということを真ん中に記しております。

一応在宅医療相談窓口は移るのですが、幸いにも電話番号が変わらずにありまして、在宅の医療のご相談ということもあるので、約9割が電話相談だと聞いておりますので、住所は変わりますが、電話番号は変わらないということで、相談を受けながら丁寧に、こういったリーフレットを使ってしっか

	<p>り周知してまいります。あと事業所が窓口をご案内してくれるパターンが多いので、事業所のほうにも周知を図りながら、困る方がいないように努めてまいりたいと思います。</p> <p>裏面になりますけれども、(2)「複数の課題が重なり困っている世代への対応支援」ということで、こちらが先ほどご説明しました、解決に時間を要する複合的な課題を持った事例に対応している相談機関を後方支援するという役割を持っているということのご説明でございます。</p> <p>そういった後方支援のやり方ですけれども、支援会議という会議体を開きまして、こういった事例の対応の方針であるとか、世帯にさまざまな課題を持っているということなので、世帯の方をばらばらに支援するのではなく、世帯まるごとの計画というのをみんなで検討し、センターが計画を建てまして、それを皆さんで共有して、その計画のもと支援に入っていくという取り組みを行っていくことと、そのほかにも事例検討であるとか、調査・分析等も行って、課題などを検討してまいりたいと考えているところです。</p> <p>最後になりますが、席上に配付した在宅医療・生活支援センター開設記念講演会のご案内を、きょう配らせていただきました。しっかりセンターの取り組みを知っていただきたいということで、在宅医療の講演と「地域共生社会を考える」という2つのテーマで講演を、4月13日金曜日の夜ですけれども、7時から9時ということで開催予定でございます。</p> <p>広報3月8日の臨時号で募集をしております、70名近くの方が集まっておりますが、きょうお配りいたしました。もし、協議会の委員の皆様やお知り合いの方でご参加のご希望がございましたらぜひ、この場で書いてお渡しいただいてもいいですし、後ほどメール等でお送りいただいても構いません。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 13番の報告を、森山課長お願いします。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>それでは、資料14をごらんいただきたいと思います。「エクレス南伊豆が開設しました」という資料でございますけれども、3月5日にエクレス南伊豆が開設いたしました。所在地は記載のとおりです。特別養護老人ホームが90床でございます、このうち50人程度、杉並区民の入居を予定しているところでございます。</p> <p>運営法人は、社会福祉法人の梓友会でございます。</p> <p>写真を何枚か掲載させていただきましたけれども、左の上のところは全景写真でございます、奥側が居室になっております。</p> <p>一番手前の1階建てのところは、地域交流スペースでございます、非常にゆったりとしております。窓も大きくとってございまして、景色などもよく見えるようになっております。</p> <p>それから家族宿泊室ですが、バス・トイレ付きでございます、面会に訪れた方がゆっくりとくつろいでいただけるようにツインベッドのお部屋を2部屋用意してございます。</p> <p>この居室の手前にバス・トイレがついてございます。宿泊費は無料でございます、歯ブラシやタオルはご自分でご用意していただきたいということでございます。朝食は、205円で提供しますので、事前にお申し出いただきたいとのことでした。1回につき2泊3日までご利用いただけるということでございました。</p> <p>最後に居室ですけれども、木のぬくもりのあるお部屋でございます、窓も広くとってございます。洗面所とトイレつきでございます、洗面台、奥</p>

	<p>に見える引き戸のところトイレとなっております。ベッドが備えつけであります、お気に入りの家具なども入れられるようになってございます。</p> <p>現在、杉並区民の方が14人入居されておまして、皆さんゆったりとした時間を過ごされておられます。有料老人ホームに入居していた方、介護老人保健施設、それからグループホームに入っていた方、娘さんが下田に住んでおり、杉並区ではお1人で住んでいた方など居住の選択肢が広がっているということです。</p> <p>随時申し込みを受け付けておりますので、現地のエクレシア南伊豆か在宅支援課のほうにお問い合わせいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ものすごく広い施設ですね。ゆったりした施設ですし、特に地域交流スペースというのはすごく豪華です。ただ、残念ながら温泉は出ないそうです。</p> <p>森山さん、もう1つ。ウェルファームの老人ホーム棟についても触れていただけますか。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>ウェルファームの複合施設棟が3月26日にオープンいたしました。特養棟は、事業者が山口県下関市に本拠地のある晩会という社会福祉法人に決定いたしました。</p> <p>地域密着型の特養、認知症の高齢者グループホームなども運営している事業者でございまして、東京都では江東区におきまして特養と都市型軽費老人ホーム、診療所併設の複合施設を26年4月から運営している事業者でございます。あかね会という関連の医療法人があり、看護師養成の専門学校も運営しておりますので、看取りや、医療ニーズの高い方を受け入れるため看護師の人員を基準よりも多くしております。</p> <p>開設は33年12月を予定しておりますので、今後とも事業者とよく連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>診療所のほうはどうですか。</p>
高齢者施設整備担当課長	<p>診療所は、杉並区の医師会から推薦していただきました河北総合病院に入らせていただく。それから、訪問看護ステーションは医師会立の訪問看護ステーションに入らせていただくということになっております。</p> <p>晩会が運営するのは特養とショートステイ、看護小規模多機能型居宅介護事業所、それから居宅介護支援事業所でございます。</p>
会長	<p>山口県から来る法人で、医療施設まで持ってこられるということではなく、区に定着した診療所をとということで、医師会のほうで診療所の推薦をしていただいたと聞いております。</p> <p>ご報告でしたので、時間を超過いたしましたので、もしご質問があれば個々にお聞きいただくことにして、4番目「その他」に入りたいと思います。何かありますか。</p>
介護保険課長	<p>1件だけ。さっきご報告が漏れたものがございまして、報告(6)「地域密着型サービスの条例の改正」でございまして、今回議会でご議決をいただきまして改正をいたしました。その後、国から改正点を示されたものがございました。</p> <p>こちらにつきましては、次の議会でご議決をいただいた後にこの協議会でご報告をさせていただくということで考えてございます。申しわけございませんでした。漏れてございました。</p>

会長	<p>ありがとうございました。 ほか、よろしいですか。</p> <p>実は、3年間この第6期の介護保険運営協議会が来たわけですが、今年度末をもって第6期は終わるということになります。引き続き運営協議会の委員をしてくださる方、それから交代される方といらっしゃると思いますが、第6期、大変お疲れさまでした。活発な議論ができましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>先ほど田中部長が異動されるということはお挨拶の中にありましたが、実は高齢者施策課長の畦元さんはこの3月末をもって定年退職をお迎えになられて、区役所を去られることになりました。</p> <p>ということで、一言だけ言っていただけますか。</p>
高齢者施策課長	<p>私も定年退職ということで、区役所は60歳定年でございます。無事に還暦を過ぎまして、見事に高齢期に入ることができました。区役所の仕事はこれで一旦打ち切りたいと思っております。</p> <p>今まで皆様方、たくさんのご意見をいただきまして、またご指導をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>4月からは新たに第7期の計画に取り組んでいくこととなります。それで、これまで運営協議会にかかわっていただいた皆様には、ぜひ今後ともご協力いただきたいところがございますが、区が設けております杉並区附属機関の設置及び運営に関する基準の中で、委員の任期は原則として連続3期までと取り決めがございます。</p> <p>そのため、区民公募の委員5名におかれましては、皆様今回で3期目が終了となります。本日が最後の運営協議会でございます。</p> <p>5名の皆様には合計9年間、運営協議会委員をお引き受けいただきまして、また貴重なご意見を頂戴いたしまして、心より感謝、御礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも引き続き区の高齢者福祉、また介護保険運営に関しましてご協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、各団体からの推薦で委員をお引き受けいただきました方々には、改めて各団体へ推薦依頼をさせていただいておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>次回は平成30年度第1回運営協議会、6月下旬ごろを予定しているところでございます。引き続きお願いする方に関しましては改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>本当に長い間、ありがとうございました。これをもちまして、第6期最後の運営協議会を閉じさせていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。</p>